

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	子ども子育てに関連する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京丹波町は、子ども子育てに関連する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

京丹波町長

## 公表日

平成31年6月24日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども子育てに関連する事務
②事務の概要	<p>・子ども子育て支援法、児童福祉法に基づく保育所の入所等に関して、また、学校教育法に基づく、幼稚園の入園等に関して、それぞれ必要な範囲で個人情報を収集し、支給認定、保護者の負担能力に応じた利用料の決定、徴収をしている。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。 ①保育所入所、幼稚園入園に係る申請受理、支給認定。 ②保育所入所決定及び保育所利用料決定、幼稚園入園決定及び幼稚園利用料決定 ⑤口座振替等による利用料の徴収、滞納管理 ⑥保留、待機児童の管理</p> <p>・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を符号を用いて行う。</p>
③システムの名称	子ども子育て支援システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー京都府市町村共同電子申請システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童台帳情報ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第1 8項 94項 平成26年内閣府・総務省令第5号 第68条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】なし 【情報照会】116項  平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】なし 【情報照会】59条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	京丹波町子ども未来課(京丹波町教育委員会学校教育課)
②所属長の役職名	子ども未来課長 木南哲也(京丹波町教育委員会学校教育課長 中井伸幸)
6. 他の評価実施機関	
京丹波町教育委員会学校教育課	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	京丹波町総務課 〒622-0292京都府船井郡京丹波町蒲生ハツ谷62番地6 (電話)0771-82-3800
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	京丹波町子ども未来課 〒622-0213京都府船井郡京丹波町須知鍋倉1番地1 (電話)0771-82-1394 【京丹波町教育委員会学校教育課 〒629-1192京都府船井郡京丹波町本庄ウエ16番地 (電話)0771-84-0028】

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

